

## 第2章 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発については、「人権教育・啓発推進法」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から、人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理することができます。

また、暮らしの隅々にまで人権の意識が根づいた人権尊重が当たり前という社会を築くこと、すなわち人権という普遍的文化を構築するためには、まずは、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の市民一人ひとりが、日常生活にあるさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めることから始まります。

このことから、市民一人ひとりが、学校、家庭、地域、職域などのあらゆる場において人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要であり、そのための、生涯にわたっていつでも気軽に学習できるような場の提供や充実を図る必要があります。

### 1 人権教育の現状と課題

#### （1）就学前・学校教育

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等<sup>\*</sup>によって、保育所、幼稚園、認定こども園などの就学前教育・保育、学校教育においては、すべての子どもたちの自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など、人権の主体として「生きる力」を育てることが目指されています。

就学前教育においては、子どもたちの人権尊重意識の芽生えを育むよう、遊びを中

心とした取り組みが試みられています。

小・中・高等学校においては、子どもたちの発達段階に応じて、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権について学ぶ取り組みが行われています。

特別支援学校等では、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善及び克服する取り組みが行われています。この取り組みの一つひとつが、障害のある子どもの人権を保障することだと考えています。

また、小学校や中学校の児童生徒が、障害のある子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒の社会性の育成や望ましい人間関係づくりを図るために、障害のある子どもたちと、障害のない児童生徒、学生、さらには地域に暮らす市民との交流による「交流教育」などの取り組みを行っています。

加えて、道徳性育成の観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権尊重意識を高め、人権課題を敏感に感じ取る感性や、偏見や差別意識を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成するため、参加・体験型の学習を取り入れるなど、多様な教育実践の推進に努めています。

今後とも、子どもたち一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、幼児、児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体の中に人権尊重の視点を取り入れた教育を推進していく必要があります。

## **（２）社会教育**

本市の社会教育は、地区公民館等の教育機関が中心となり、町内公民館、地域の就学前・学校教育等の機関、行政各部門、そして市民団体と連携し、取り組まれています。

地区公民館では、市民のライフサイクルに対応し、学級・講座等の各種学習機会を市民に提供しており、その中で、人権について学習することができるようプログラム

編成に努めています。さらに、PTAの役員等を対象として人権問題についての学習機会を提供し、人権について学ぶこと、偏見や差別を否定し、なくす行動が必要だという認識を身に付けるなど、人権尊重意識の醸成に取り組んでいます。

しかしながら、今回調査によると、同和問題をはじめとする人権問題についての講演会等へ参加したことがあると回答した人の割合は25.9%であり、前回調査の21.5%から増加しているものの、幅広い市民の参加に向けて、ニーズの把握や内容の充実に向けた一層の努力が必要です。

また、2001（平成13）年の「社会教育法」の一部改正では、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記され、人権尊重の心を養う観点からの取り組みの促進が望まれています。

このような中、本市においては、地域で子どもを育てる環境の整備や啓発・情報提供、子どものさまざまな学習・体験活動の場と機会の拡大、家庭教育への支援などに取り組む、なかでも、障害のある子どもと障害のない子どもが共に交流を深め、互いに高め合うことを目的として実施している「ふれあい共室<sup>\*</sup>」は、子どもたちの人権尊重の心を養う上で重要な事業です。

今後とも、社会教育においては、本計画に基づき、「差別をしない」という認識から「差別をなくす」という意思と実践を目指した人権についての学習活動を推進していく必要があります。

## 2 人権啓発の現状と課題

### （1）本市の人権啓発活動

本市では、国の人権週間<sup>\*</sup>（12月）、県の同和問題啓発強調月間<sup>\*</sup>（7月）などに合わせて、さまざまな人権啓発活動を積極的に行ってきました。

また、市民の日常生活に必要なさまざまな行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動を、あらゆる機会を通して行っています。

同和問題に関しては、7月の同和問題啓発強調月間<sup>\*</sup>を中心に、人権擁護委員等<sup>\*</sup>と連携しての街頭啓発や、講演会を開催し、啓発に努めています。また、12月の人権週間<sup>\*</sup>では、人権擁護委員等<sup>\*</sup>と連携しての街頭啓発や、広く市民を対象とした人権フェスティバルを「市同推協」<sup>\*</sup>と連携して開催しています。

また、市広報を使つての啓発記事の掲載や、啓発冊子「明るい大牟田」の作成・配布などを行っています。

しかしながら、今回調査によると、同和問題をはじめとする人権問題についての講演会等に参加したことがあると回答した人の割合は25.9%であり、なかなか広がりが見られないことから、幅広い市民の参加に向けて一層の努力が求められています。

## （2）民間団体、企業等の人権啓発活動

「市同推協」<sup>\*</sup>及び「市同研」<sup>\*</sup>では、さまざまな人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、人権フェスティバル、人権連続講座等を連携して開催したり、調査・研究、情報交換など、人権啓発の有意義な取り組みが行われています。また、国・県や本市が主催する講演会、各種イベント等への参加・学習など、人権に関わるさまざまな活動を展開しており、人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っています。

また、企業においては、その取り組みに濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われています。特に、「大牟田地区企業内同和問題研修推進委員会」（以下「企同推」<sup>\*</sup>という。）では、人権啓発を推進するための組織として研修会等を開催し、就職差別のない社会づくりに努めていますが、今回調査によると、職場で行われる人権問題の研修会に参加したことがあると回答した人の割合は、まだ21.5%にすぎません。

したがって、今後とも、企業等における人権教育・啓発の推進にあたっては、本計画に沿った人権教育・啓発が実践されるよう、国・県の諸機関をはじめ、「企同推」<sup>\*</sup>「市同推協」<sup>\*</sup>「市同研」<sup>\*</sup>等とも連携を図りつつ、人権教育・啓発の理解と主体的な取り組みを求めていく必要があります。